

金融商品取引法と信託業法の交錯
－信託受益権の募集・勧誘・販売等に係る規制－

2021年6月13日

東京大学 神作裕之

I 問題の背景・提起

1 信託受益権の第二項有価証券化

2 株式の発行者・発行時との比較

II 金商法における発行者および発行時の規制

1 発行時

2 発行者

III 金商法と信託業法の適用関係

1 金商法における開示規制と業者規制

2 信託業法と金融商品取引業規制の調整

(1) 信託の引受け

(2) 信託受益権売買等業務

(3) 有価証券の募集・私募

(ア) 単独運用型の自益信託

(イ) 受託者が発行者の場合

(ウ) 委託者が発行者の場合

(4) 募集・私募の取扱い

(5) 引受け・売出し

(6) 信託契約代理業と金融商品取引業の関係

(7) 小活

IV 検討

- 1 検討の視点
- 2 信託受益権一般の第二項有価証券化の当否
- 3 発行者概念と業規制
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 開示義務者としての発行者
 - (3) 金融商品取引業規制と発行開示規制の関係
 - (ア) 発行者と金融商品取引業
 - (イ) 発行時と金融商品取引業
- 4 集団投資スキーム持分の要件を充たす信託受益権
- 5 信託契約代理業と金融商品取引業
- 6 説明義務・書面交付義務

以上